

応急的報酬単価の配慮措置適用に係る指定申請時の確認と伝達手順について(障害福祉サービス)

指定申請時には、以下の **(ア)** ~ **(カ)** の手順を確認した上で、応急的報酬単価の配慮措置について運用されたい。

